

デジタル庁
令第十二号
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年七月二十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第二条 法別表第二の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>〔一～四 略〕</p> <p>五 健康保険法第百四条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者に係る傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>イ 当該申請を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報</p> <p>ロ 当該申請を行う者に係る失業等給付関係情報</p> <p>〔六～二十一 略〕</p> <p>第三条 法別表第二の三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>〔一～五 略〕</p> <p>六 健康保険法第百四条の組合管掌健康保険の被保険者であった者に係る傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>イ 当該申請を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報</p> <p>ロ 当該申請を行う者に係る失業等給付関係情報</p> <p>〔七～二十二 略〕</p> <p>第五条 法別表第二の五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>〔一～三 略〕</p> <p>四 船員保険法第六十九条第六項の傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>イ 当該申請を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報</p> <p>ロ 当該申請を行う者に係る失業等給付関係情報</p> <p>〔五～十一 略〕</p> <p>第六条の二 法別表第二の七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十条の六第二項の複数事業労働者遺族年金、同</p>	<p>第二条 法別表第二の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>〔一～四 同上〕</p> <p>五 健康保険法第百四条の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であった者に係る傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔六～二十一 同上〕</p> <p>第三条 法別表第二の三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>〔一～五 同上〕</p> <p>六 健康保険法第百四条の組合管掌健康保険の被保険者であった者に係る傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔七～二十二 同上〕</p> <p>第五条 法別表第二の五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>〔一～三 同上〕</p> <p>四 船員保険法第六十九条第六項の傷病手当金の継続支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔五～十一 同上〕</p> <p>第六条の二 法別表第二の七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の八第三項の傷病補償年金、同法第十五条第一項の障害補償年金、同法第十六条の遺族補償年金、同法第二十条の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十条の六第二項の複数事業労働者遺族年金、同</p>

法第二十条の八第一項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金、同法第二十二條の四第二項の遺族年金又は同法第二十三條第一項の傷病年金の各支払期月（同法第九條第三項ただし書の場合においては、当該月）の支払に関する事務 これらの給付の受給権者に係る次に掲げる情報

イ 私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

ロ 〔略〕

ハ 国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ニ 〔略〕

ホ 地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報

ヘ 〔略〕

二 労働者災害補償保険法第十五條第一項の障害補償年金、同法第十六條の遺族補償年金、同法第二十條の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十條の六第二項の複数事業労働者遺族年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金又は同法第二十二條の四第二項の遺族年金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る前号イからハまでに掲げる情報

三 労働者災害補償保険法第十五條第一項の障害補償一時金、同法第二十條の五第二項の複数事業労働者障害一時金又は同法第二十二條の三第二項の障害一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る第一号へに掲げる情報

四 労働者災害補償保険法第十五條第一項の障害補償一時金、同法第二十條の五第二項の複数事業労働者障害一時金又は同法第二十二條の三第二項の障害一時金の支給に関する事務 これらの給付の受給権者に係る第一号へに掲げる情報

五 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第十八條の二第二項の傷病補償年金の支給の決定に係る届書、同令第十八條の三の十五の複数事業労働者傷病年金の支給の決定に係る届書又は同令第十八條の十三第二項の傷病年金の支給の決定に係る届書に係る事実についての審査に関する事務 当該届書を提出する者に係る第一号イからハまでに掲げる情報

六 労働者災害補償保険法施行規則第二十一條の年金である保険給付の受給権者の定期報告に係る事実についての審査に関する事務 当該報告を行う者に係る第一号イからホまでに掲げる情報

七 労働者災害補償保険法施行規則第二十一條の二の年金である保険給付の受給権者の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る第一号イからホまでに掲げる情報

八 労働者災害補償保険法施行規則第二十一條の三の年金である保険給付の受給権者の届書に係る事実についての審査に関する事務 当該届書を提出する者に係る第一号へに掲げる情報

第九條 法別表第二の十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十一條の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一條の五の四第

法第二十条の八第一項の複数事業労働者傷病年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金、同法第二十二條の四第二項の遺族年金又は同法第二十三條第一項の傷病年金の各支払期月（同法第九條第三項ただし書の場合においては、当該月）の支払に関する事務 これらの給付の受給権者に係る次に掲げる情報

イ 〔新設〕

ロ 〔同上〕

ハ 〔新設〕

ニ 〔同上〕

ホ 〔新設〕

ヘ 〔同上〕

二 労働者災害補償保険法第十五條第一項の障害補償年金、同法第十六條の遺族補償年金、同法第二十條の五第二項の複数事業労働者障害年金、同法第二十條の六第二項の複数事業労働者遺族年金、同法第二十二條の三第二項の障害年金又は同法第二十二條の四第二項の遺族年金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る前号イからハまでに掲げる情報

三 労働者災害補償保険法第十五條第一項の障害補償一時金、同法第二十條の五第二項の複数事業労働者障害一時金又は同法第二十二條の三第二項の障害一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る第一号へに掲げる情報

四 労働者災害補償保険法第十五條第一項の障害補償一時金、同法第二十條の五第二項の複数事業労働者障害一時金又は同法第二十二條の三第二項の障害一時金の支給に関する事務 これらの給付の受給権者に係る第一号へに掲げる情報

五 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第十八條の二第二項の傷病補償年金の支給の決定に係る届書、同令第十八條の三の十五の複数事業労働者傷病年金の支給の決定に係る届書又は同令第十八條の十三第二項の傷病年金の支給の決定に係る届書に係る事実についての審査に関する事務 当該届書を提出する者に係る第一号イからハまでに掲げる情報

六 労働者災害補償保険法施行規則第二十一條の年金である保険給付の受給権者の定期報告に係る事実についての審査に関する事務 当該報告を行う者に係る第一号イ及びロに掲げる情報

七 労働者災害補償保険法施行規則第二十一條の二の年金である保険給付の受給権者の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る第一号イ及びロに掲げる情報

八 労働者災害補償保険法施行規則第二十一條の三の年金である保険給付の受給権者の届書に係る事実についての審査に関する事務 当該届書を提出する者に係る第一号へに掲げる情報

第九條 法別表第二の十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十一條の五の三第一項の障害児通所給付費又は同法第二十一條の五の四第

一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

【イ・ロ 略】

ハ 当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ 当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

【ホ・ヘ 略】

二 児童福祉法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該変更に係る障害児に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

ロ 当該変更に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

ハ 当該変更に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ニ 当該変更に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

【三 略】

四 児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

【イ・ロ 略】

ハ 身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

【ホ・ト 略】

【五 略】

第十一条 法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

【イ 略】

ロ 当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

一項の特例障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

【イ・ロ 同上】

ハ 当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

ニ 当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

【ホ・ヘ 同上】

二 児童福祉法第二十一条の五の八第二項の通所給付決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害児又はその保護者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

【新設】

【三 同上】

四 児童福祉法第二十一条の六の障害福祉サービスの提供に関する事務 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

【イ・ロ 同上】

ハ 身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

【ホ・ト 同上】

【五 同上】

第十一条 法別表第二の十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

【イ 同上】

ロ 当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

ハ 当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

〔二・ホ 略〕

〔二〇四 略〕

第十二条 法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。） 次に掲げる情報

〔イ〜チ 略〕

リ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

〔一 略〕

二 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

〔イ〜ト 略〕

リ 措置児童と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

〔三 略〕

四 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

〔イ〜チ 略〕

リ 保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

〔五 略〕

六 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

〔イ〜ト 略〕

リ 措置児童と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

〔七 略〕

八 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

〔イ 略〕

イ 当該徴収に係る児童福祉法第二十四条第五項若しくは第六項の措置に係る児童（以下こ

ハ 当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

〔二・ホ 同上〕

〔二〇四 同上〕

第十二条 法別表第二の十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分を除く。） 次に掲げる情報

〔イ〜チ 同上〕

〔新設〕

〔同上〕

二 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

〔イ〜ト 同上〕

〔新設〕

〔同上〕

四 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二並びに第五十一条第三号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

〔イ〜チ 同上〕

〔新設〕

〔同上〕

六 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

〔イ〜ト 同上〕

〔新設〕

〔同上〕

八 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。） 次に掲げる情報

〔イ 同上〕

イ 当該徴収に係る児童福祉法第二十四条第五項若しくは第六項の措置に係る児童（以下こ

の号において「措置児童」という。)若しくは当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

ロ 措置児童の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)に係る市町村民税に関する情報

ハ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

ホ 措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

ヘ 措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に関する情報

ト 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

チ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

リ 措置児童と同一の世帯に属する者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ロ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報

ル 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ヲ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 措置児童若しくは当該措置児童と同一の世帯に属する児童を監護又は養育する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第十四条 法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情

の号において「措置児童」という。)若しくは当該措置児童の扶養義務者に係る児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

ロ 措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ハ 措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ 措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

ホ 措置児童若しくは当該措置児童の扶養義務者に係る児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報

ヘ 措置児童の扶養義務者に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号の措置に係る部分に限る。)

ト 措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

チ 措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

リ 措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報

ロ 措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報

ル 措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

カ 措置児童の扶養義務者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第十四条 法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情

報

イ 当該サービスが提供される身体障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ 当該サービスが提供される身体障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ 当該サービスが提供される身体障害者に係る知的障害者福祉法第十一条第二号ハの判定に関する情報

ニ 略

ホ 略

二 身体障害者福祉法第十八条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該措置に係る身体障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ 当該措置に係る身体障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ 当該措置に係る身体障害者に係る知的障害者福祉法第十一条第二号ハの判定に関する情報

ニ 略

ホ 略

二 略

三 略

三 地方税法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の三第一項の所得金額調整控除の適用に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 略」
ハ 納税義務者又は当該納税義務者の同一生計配偶者若しくは扶養親族に係る知的障害者福祉法第十一条第二号ハの判定に関する情報

「四く二十三 略」

第二十一条 法別表第二の二十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一 略」

二 地方税法第七十二条の六十二の個人の事業税の減免に関する事務 次に掲げる情報

報

イ 当該サービスが提供される身体障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

ロ 当該サービスが提供される身体障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

「新設」

ハ 同上

ニ 同上

二 身体障害者福祉法第十八条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該措置に係る身体障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

ロ 当該措置に係る身体障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

「新設」

ハ 同上

ニ 同上

二 略

三 略

三 地方税法第三十四条第一項第六号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第六号及び第三項の障害者控除又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の三の三第一項の所得金額調整控除の適用に関する事務 次に掲げる情報

「イ・ロ 同上」

「新設」
「四く二十三 同上」

第二十一条 法別表第二の二十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

「一 同上」

二 地方税法第七十二条の六十二の個人の事業税の減免に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ロ 略〕

ハ 納税義務者に係る知的障害者福祉法第十一条第一号ハの判定に関する情報

ニ 〔略〕

三・四 略

五 平成二十八年地方税法等改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第二百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ロ 略〕

ハ 納税義務者に係る知的障害者福祉法第十一条第一号ハの判定に関する情報

〔六〇十五 略〕

第二十二條 法別表第二の三十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六条第一項若しくは第四項又は第二十八条第二項若しくは第四項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る同法第二条第二号の公営住宅（以下この条において「公営住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

〔イ・ロ 略〕

ハ 知的障害者福祉法第十一条第一号ハの判定に関する情報

ニ 〔略〕

三 〔略〕

二 公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

三 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

四 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからホまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

五 公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからホまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

ハ 〔同上〕

三・四 同上

五 平成二十八年地方税法等改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法第二百二十八条の自動車取得税の減免に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

〔六〇十五 同上〕

第二十二條 法別表第二の三十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六条第一項又は第四項若しくは第二十八条第二項又は第四項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る同法第二条第二号の公営住宅（以下この条において「公営住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

ハ 〔同上〕

ニ 〔同上〕

二 公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

三 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

四 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

五 公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

六 公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

七 公営住宅法第二十九条第一項の明渡し請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報

八 公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

九 公営住宅法第三十条第一項のあつせん等に関する事務 当該あつせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報

十 公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

十一 公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は公営住宅法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからホまでに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

第二十二條の二 法別表第二の三十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇八 略〕

九 私立学校教職員共済法施行規則第三十七条の二の私立学校教職員共済制度の加入者による後期高齢者医療制度の被保険者資格の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

第二十二條の三 法別表第二の三十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇七 略〕

八 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第五項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査又は傷病手当金の支給に関する事務 次に掲げる情報

〔イ 略〕

ロ 当該支給の請求を行う者に係る失業等給付関係情報

ハ 〔略〕

〔九〇十八 略〕

六 公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

七 公営住宅法第二十九条第一項の明渡し請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報

八 公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

九 公営住宅法第三十条第一項のあつせん等に関する事務 当該あつせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまでに掲げる情報

十 公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

十一 公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は公営住宅法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イ、ロ及びニに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

第二十二條の二 法別表第二の三十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇八 同上〕

〔新設〕

第二十二條の三 法別表第二の三十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇七 同上〕

八 私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第五項の私立学校教職員共済制度の加入者であった者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査又は傷病手当金の支給に関する事務 次に掲げる情報

〔イ 同上〕

〔新設〕

ロ 〔同上〕

〔九〇十八 同上〕

第二十四条の二 法別表第二の三十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇九 略〕

十一 国家公務員共済組合法第六十六条第五項の共済組合の組合員であつた者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る失業等給付関係情報

十二 〔略〕

十九 国家公務員共済組合法施行規則第一百三十三条の四の共済組合の組合員による高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

二十 〔略〕

第二十七条 法別表第二の五十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 知的障害者福祉法第十五条の四の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該サービスが提供される知的障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ 当該サービスが提供される知的障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ 当該サービスが提供される知的障害者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ニ 〔略〕

ホ 〔略〕

二 知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該措置に係る知的障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ロ 当該措置に係る知的障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ハ 当該措置に係る知的障害者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ニ 〔略〕

ホ 〔略〕

三 〔略〕

第二十四条の二 法別表第二の三十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〇九 同上〕

〔新設〕

十二 〔同上〕

〔新設〕

十八 〔同上〕

第二十七条 法別表第二の五十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 知的障害者福祉法第十五条の四の障害福祉サービスの提供に関する事務 次に掲げる情報

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

二 知的障害者福祉法第十六条第一項第二号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 次に掲げる情報

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

三 〔同上〕

第二十八条 法別表第二の五十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅（以下この条において「改良住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

「イ・ロ 略」

ハ 知的障害者福祉法第十一条第二号ハの判定に関する情報

ニ 略

ホ 略

ヘ 略

二 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからハまでに掲げる情報

三 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込み（以下この条において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからハまでに掲げる情報

四 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求に関する事務 当該請求に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びヘに掲げる情報

五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る第一号イからニまで及びヘに掲げる情報

六 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第十二条第一項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまで、ホ及びヘに掲げる情報

七 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報

八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務 当該徴収に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報

第二十八条 法別表第二の五十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅（以下この条において「改良住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

「イ・ロ 同上」

ハ 新設

ニ 同上

ホ 同上

ヘ 同上

二 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからホまでに掲げる情報

三 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込み（以下この条において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからホまでに掲げる情報

四 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求に関する事務 当該請求をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまで及びホに掲げる情報

五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る第一号イからハまで及びホに掲げる情報

六 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第十二条第一項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イ、ロ、ニ及びホに掲げる情報

七 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報

八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務 当該徴収に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報

九 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予に係る事実についての審査に関する事務 当該徴収猶予の申請をした改良住宅の入居者又は同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報

十 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の四前段のあつせん等に関する事務 当該あつせん等に係る改良住宅の入居者又は同居者に係る第一号イからハまで、ホ及びへに掲げる情報

第二十九条 法別表第二の五十五の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第三条の求職者に対する資料の提示等の求めに関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一・二 略〕

三 当該求職者に係る知的障害者福祉法第十一条第二号ハの判定に関する情報

第三十条 法別表第二の五十六の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十第一項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〜ホ 略〕

へ 避難行動要支援者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

〔イ〜ホ 略〕

二 災害対策基本法第四十九条の十四第一項の個別避難計画の作成に関する事務 前号イから

ヲまでに掲げる情報

三 災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〜ホ 略〕

へ 被災者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

〔イ〜ホ 略〕

第三十一条 法別表第二の五十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〜三の三 略〕

四 児童扶養手当法施行規則第三条の四第一項から第三項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ロ 略〕

ハ 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

九 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予に係る事実についての審査に関する事務 当該徴収猶予の申請をした改良住宅の入居者又は同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報

十 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の四前段のあつせん等に関する事務 当該あつせん等に係る改良住宅の入居者又は同居者に係る第一号イ、ロ、ニ及びホに掲げる情報

第二十九条 法別表第二の五十五の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十七号）第三条の求職者に対する資料の提示等の求めに関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

第三十条 法別表第二の五十六の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十第一項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〜ホ 同上〕

〔新設〕

〔同上〕

二 災害対策基本法第四十九条の十四第一項の個別避難計画の作成に関する事務 前号イから

ヲまでに掲げる情報

三 災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〜ホ 同上〕

〔新設〕

〔同上〕

第三十一条 法別表第二の五十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〜三の三 同上〕

四 児童扶養手当法施行規則第三条の四第一項から第三項までの一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

二〇 略
五七 略

第三十一条の二 法別表第二の五十七の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一〇 略

十一 沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第八十九条第十項及び第十三項（同条第二十一項において読み替えて準用する場合を含む。）の手持品課税等に係る酒税の還付に関する事務 酒税の還付申告書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

一二 略

第三十一条の二の二 法別表第二の五十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一〇 略

十一 地方公務員等共済組合法第六十八条第五項の共済組合の組合員であつた者による傷病手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る失業等給付関係情報

一二 略

一三 略

一四 地方公務員等共済組合法施行規程第百条第三項において準用する同令第九十七条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務 次に掲げる情報

一五 略

一六 略

一七 地方公務員等共済組合法施行規程第百九十九条の二の共済組合の組合員による高齢者の医療の確保に関する法律の障害の認定を受けた者の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

一八 略

第四十条の二 法別表第二の七十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一〇 略

二 児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

二〇 同上
五七 同上

第三十一条の二 法別表第二の五十七の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一〇 同上

十一 沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）第八十九条第十項及び第十三項の手持品課税等に係る酒税の還付に関する事務 酒税の還付申告書を提出した者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

一二 同上

第三十一条の二の二 法別表第二の五十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一〇 同上

〔新設〕

一〇 同上

一一 同上

一三 地方公務員等共済組合法施行規程第百条第二項において準用する同令第九十七条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務 次に掲げる情報

一四 同上

一五 同上

〔新設〕

一六 同上

第四十条の二 法別表第二の七十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一〇 同上

〔新設〕

三 〔略〕

第四十二条 法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第一百八条の第二十項の障害者正社員化コース助成金、同令第二百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一・二 略

三 当該支給に係る労働者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

第四十三条の四 法別表第二の八十五の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第二十八条の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 同条の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報

〔イ・ロ 略〕

ハ 知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

ニ 略

ホ 略

二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務 当該契約の解除に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項の賃貸住宅の入居者又は同居者に係る前号イからホまでに掲げる情報

第五十五条 法別表第二の百八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事

二 〔同上〕

第四十二条 法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第一百八条の第二十項の障害者正社員化コース助成金、同令第二百二十五条第五項の障害者職業能力開発コース助成金、同令附則第十五条の五第二項の成長分野等人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第一百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一・二 同上

〔新設〕

第四十三条の四 法別表第二の八十五の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第二十八条の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 同条の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

ハ 〔同上〕

ニ 〔同上〕

二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務 当該契約の解除に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項の賃貸住宅の入居者又は同居者に係る前号イからニまでに掲げる情報

第五十五条 法別表第二の百八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事

<p>務 次に掲げる情報</p> <p>「イ」チ 略</p> <p>リ 当該申請を行う障害者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報</p> <p>又 略</p> <p>ル 略</p> <p>レ 略</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>「イ」ニ 略</p> <p>ホ 当該変更に係る障害者又は障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>ヘ 当該変更に係る障害者又は障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>ト 当該変更に係る障害者に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報</p> <p>「三・四 略</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報</p> <p>ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>ハ 知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報</p> <p>「略</p> <p>「六」十一 略</p>	<p>務 次に掲げる情報</p> <p>「イ」チ 同上</p> <p>「新設</p> <p>リ 同上</p> <p>又 同上</p> <p>ル 同上</p> <p>レ 同上</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>「イ」ニ 同上</p> <p>「新設</p> <p>「新設</p> <p>「新設</p> <p>「三・四 同上</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>「新設</p> <p>ハ 同上</p> <p>「六」十一 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。ただし、第三十一条の二の改正規定は、令和五年十月一日から施行する。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令の一部改正)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令(令和四年デジタル庁・総務省令第九号)の一部を次のように改正する。

本則のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十二条の改正規定、同令第二十四条の二の改正規定、同令第二十八条の改正規定、同令第三十一条の二の二の改正規定及び同令第四十三条の四の改正規定を次のように改める。

第二十二條 法別表第二の三十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六条第一項若しくは第四項又は第二十八条第二項若しくは第四項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る同法第二条第二号の公営住宅（以下この条において「公営住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

イ 戸籍関係情報
ロ 略

- 二 公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからロまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

- 三 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからロまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

- 四 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからロまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

- 五 公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからロまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからホまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

- 六 公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

- 七 公営住宅法第二十九条第一項の明渡し請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号ロからホまでに掲げる情報

- 八 公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号ロからニまで及びホに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

- 九 公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務 当該あっせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号ロからホまでに掲げる情報

第二十二條 法別表第二の三十一の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六条第一項若しくは第四項又は第二十八条第二項若しくは第四項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る同法第二条第二号の公営住宅（以下この条において「公営住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

イ 新設
ロ 同上

- 二 公営住宅法第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからホまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

- 三 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

- 四 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからホまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

- 五 公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報並びに同項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからホまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

- 六 公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報及び生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

- 七 公営住宅法第二十九条第一項の明渡し請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報

- 八 公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまで及びホに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

- 九 公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務 当該あっせん等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからホまでに掲げる情報

十 公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号ロからニまで及びヒに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

十一 公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は公営住宅法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号ロからニまで及びヒに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

第二十四条の二 法別表第二の三十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 国家公務員共済組合法第四十四条第一項の共済組合の組合員であつた者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査又は当該給付の支給に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該給付の請求を行う者及び死亡した当該給付の請求に係る支払未済の給付の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報

ロ [略]

ニ 五 略

六 国家公務員共済組合法第六十一条第二項の共済組合の組合員であつた者による出産費の支給の請求又は同条第三項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 略

ロ 当該請求に係る子及び当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る戸籍関係情報

ハ 当該請求に係る子及び当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る住民票に記載された住民票関係情報

七 国家公務員共済組合法第六十四条の共済組合の組合員であつた者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第六十三条第三項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該請求を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

ロ 当該請求に係る死亡者に係る戸籍関係情報

ハ 略

十一 国家公務員共済組合法第六十八条の共済組合の組合員による休業手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該支給の請求を行う者及び当該請求事由に係る者

十 公営住宅法第三十二条第一項の明渡しに関する事務 当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまで及びホに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

十一 公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は公営住宅法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る第一号イからハまで及びホに掲げる情報並びに生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

第二十四条の二 法別表第二の三十九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 国家公務員共済組合法第四十四条第一項の共済組合の組合員であつた者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査又は当該給付の支給に関する事務 次に掲げる情報

〔新設〕

イ 同上

ロ 同上

ニ 五 同上

六 国家公務員共済組合法第六十一条第二項の共済組合の組合員であつた者による出産費の支給の請求又は同条第三項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 同上

ロ 当該請求に係る子又は当該請求を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

七 国家公務員共済組合法第六十四条の共済組合の組合員であつた者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第六十三条第三項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

〔新設〕

ハ 同上

〔新設〕

に係る戸籍関係情報

十二 国家公務員共済組合法第七十条の共済組合の組合員の死亡に係る弔慰金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該支給の請求を行う者及び死亡した当該組合員に係る戸籍関係情報

十三 国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項の規定により共済組合の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）が払い込んだ任意継続掛金の還付又は同法第二百二十六条の五第三項の規定により任意継続組合員が前納した任意継続掛金の還付に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該還付を受ける者及び死亡した当該任意継続組合員に係る戸籍関係情報

ロ 当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十四 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十八条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ 略」

ロ 当該申告に係る被扶養者及び当該申告を行う者に係る戸籍関係情報

ハ ヽ 卍 「略」

十五 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第三項において準用する同法第九十二条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務 次に掲げる情報

「イ 略」

ロ 当該検認又は更新に係る被扶養者及び当該者に係る国家公務員共済組合法施行規則第八十八条の申告を行う者に係る戸籍関係情報

ハ ヽ 卍 「略」

十六 ヽ 卍 「略」

第二十八条 法別表第二の五十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅（以下この条において「改良住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

イ 戸籍関係情報

ロ ヽ 卍 「略」

二 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからトまでに掲げる情報

三 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の

〔新設〕

十一 国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項の規定により共済組合の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）が払い込んだ任意継続掛金の還付又は同法第二百二十六条の五第三項の規定により任意継続組合員が前納した任意継続掛金の還付に関する事務 当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

〔新設〕

十二 国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十八条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ 同上」

〔新設〕

ロ ヽ 卍 「同上」

十三 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第三項において準用する同法第九十二条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務 次に掲げる情報

「イ 同上」

〔新設〕

ロ ヽ 卍 「同上」

十四 ヽ 卍 「同上」

第二十八条 法別表第二の五十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅（以下この条において「改良住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報

〔新設〕

イ ヽ 卍 「同上」

二 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからへまでに掲げる情報

三 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の

申込み（以下この条において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからトまでに掲げる情報

四 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求に関する事務 当該請求に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号ロからホまで及びトに掲げる情報

五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る第一号イからホまで及びトに掲げる情報

六 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第十二条第一項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで、ヘ及びトに掲げる情報

七 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからトまでに掲げる情報

八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務 当該徴収に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからトまでに掲げる情報

九 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予に係る事実についての審査に関する事務 当該徴収猶予の申請をした改良住宅の入居者又は同居者に係る第一号イからトまでに掲げる情報

十 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の四前段のあつせん等に関する事務 当該あつせん等に係る改良住宅の入居者又は同居者に係る第一号ロからニまで、ヘ及びトに掲げる情報

第三十一条の二の二 法別表第二の五十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 地方公務員等共済組合法第四十七条第一項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査又は当該給付の支給に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該給付の請求を行う者及び死亡した当該給付の請求に係る支払未済の給付の支給を受けるべき者に係る戸籍関係情報

申込み（以下この条において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからハまでに掲げる情報

四 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求に関する事務 当該請求に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからニまで及びヒに掲げる情報

五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務 当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同居者、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る第一号イからニまで及びヒに掲げる情報

六 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）第十二条第一項の家賃の決定に関する事務 当該決定に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまで、ホ及びヒに掲げる情報

七 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第二項（旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報

八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第二項の割増賃料の徴収に関する事務 当該徴収に係る改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報

九 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する旧公営住宅法第十三条の二の割増賃料の徴収猶予に係る事実についての審査に関する事務 当該徴収猶予の申請をした改良住宅の入居者又は同居者に係る第一号イからハまでに掲げる情報

十 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第二十一条の四前段のあつせん等に関する事務 当該あつせん等に係る改良住宅の入居者又は同居者に係る第一号イからハまで、ホ及びヒに掲げる情報

第三十一条の二の二 法別表第二の五十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 地方公務員等共済組合法第四十七条第一項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査又は当該給付の支給に関する事務 次に掲げる情報

イ 〔新設〕
〔同上〕

八 「略」

二〇六 略

七 地方公務員等共済組合法第六十三条第二項の共済組合の組合員であつた者による出産費の支給の請求又は同条第三項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ 略」

ロ 当該請求に係る子及び当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る戸籍関係情報

ハ 当該請求に係る子及び当該請求を行う者又は当該者の被扶養者に係る住民票に記載された住民票関係情報

八 地方公務員等共済組合法第六十六条の共済組合の組合員であつた者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第六十五条第三項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該請求を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

「イ 略」

ロ 当該請求に係る死亡者に係る戸籍関係情報

「九〇十一 略」

十二 地方公務員等共済組合法第七十条の共済組合の組合員による休業手当金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該支給の請求を行う者及び当該請求事由に係る者に係る戸籍関係情報

十三 地方公務員等共済組合法第七十二条の共済組合の組合員の死亡に係る弔慰金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該支給の請求を行う者及び死亡した当該組合員に係る戸籍関係情報

十四 地方公務員等共済組合法第七十四条の二第二項の規定により共済組合の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）が払い込んだ任意継続掛金の還付又は同法第七十四条の二第三項の規定により任意継続組合員が前納した任意継続掛金の還付に関する事務 次に掲げる情報

イ 当該還付を受ける者及び死亡した当該任意継続組合員に係る戸籍関係情報

ロ 当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

十五 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十四条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ 略」

ロ 当該申告に係る被扶養者及び当該申告を行う者に係る戸籍関係情報

ロ 「同上」

二〇六 同上

七 地方公務員等共済組合法第六十三条第二項の共済組合の組合員であつた者による出産費の支給の請求又は同条第三項の共済組合の組合員による家族出産費の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ 同上」

「新設」

ロ 当該請求に係る子又は当該請求を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

八 地方公務員等共済組合法第六十六条の共済組合の組合員であつた者の死亡に係る埋葬料の支給の請求又は同法第六十五条第三項の共済組合の組合員の被扶養者の死亡に係る家族埋葬料の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求を行う者に係る医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による埋葬料若しくは家族埋葬料、葬祭料若しくは家族葬祭料又は葬祭費若しくは葬祭の給付の支給に関する情報

「新設」

「九〇十一 同上」

「新設」

十二 地方公務員等共済組合法第七十四条の二第二項の規定により共済組合の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）が払い込んだ任意継続掛金の還付又は同法第七十四条の二第三項の規定により任意継続組合員が前納した任意継続掛金の還付に関する事務 当該還付を受ける者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

「新設」

十三 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十四条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

「イ 同上」

「新設」

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	
<p>ハシテ 〔略〕</p> <p>十六 地方公務員等共済組合法施行規程第百条第三項において準用する同令第九十七条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>ロ 当該検認又は更新に係る被扶養者及び当該者に係る地方公務員等共済組合法施行規程第九十四条の申告を行う者に係る戸籍関係情報</p> <p>ハシテ 〔略〕</p> <p>十七シ二十三 〔略〕</p> <p>第四十三条の四 法別表第二の八十五の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第二十八条の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 同条の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 戸籍関係情報</p> <p>ロシテ 〔略〕</p> <p>二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務 当該契約の解除に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項の賃貸住宅の入居者又は同居者に係る前号ロからへまでに掲げる情報</p>	<p>ロシテ 〔同上〕</p> <p>十四 地方公務員等共済組合法施行規程第百条第三項において準用する同令第九十七条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>ロシテ 〔同上〕</p> <p>十五シ二十一 〔同上〕</p> <p>第四十三条の四 法別表第二の八十五の二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）第二十八条の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 同条の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報</p> <p>〔新設〕</p> <p>イシテ 〔同上〕</p> <p>二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条の規定による賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する事務 当該契約の解除に係る特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項の賃貸住宅の入居者又は同居者に係る前号イからホまでに掲げる情報</p>